

山口県委託業務成績評定考査基準（建築設計関係）

H20.11.20

1 考査基準の対象業務

本成績評定考査基準により評定を行う業務は、山口県委託業務成績評定要領（以下、「評定要領」という。）第2条第1項に規定された委託業務のうち、建築設計業務とする。

2 考査項目等

考査項目は、全ての業務に共通して必要となる基礎的な内容に関する評価項目（以下、「基礎項目」という。）及び、創意工夫に関する評価項目（以下、「創意工夫項目」という。）とし、評価項目の配点は下表のとおりとする。

項目	評価分類	評価項目	評価の視点	配点	
				監督 職員	検査 職員
基礎 項目	業務の実施能力	業務実施体制	実施体制	1	-
		管理技術者の能力（業務全体に関する評価）	業務の全体把握	0.5	-
			工程管理（全体）	0.5	-
			取組み姿勢、責任感の強さ	0.5	-
			説明力（プレゼンテーション力）、協調性	0.5	-
		主任担当技術者の能力（担当分野に関する評価）	他分野との調整	0.5	-
			工程管理	0.5	-
			取組み姿勢、責任感の強さ	0.5	-
	説明力（プレゼンテーション力）、協調性		0.5	-	
	業務の実施状況	業務履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価	記載の程度	2	-
			途中成果物の内容	2	-
		調整及び説明、対応の迅速性	打合せ内容の理解、記録	1	-
			指示、協議事項への対応	1	-
		与条件の理解、業務への反映（設計提案）	与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討	1.5	-
			仕様書、基準類の理解	1.5	-
	業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度	4	4
成果物の内容（積算業務、診断業務では評価しない）			4	4	
資料等の整理、指示、協議事項への対応			-	4	
			小計	23	12
			合計	35	

積算業務、診断業務を単独で発注する場合は、小計、合計が異なる。

創意工夫	業務の実施状況	調整及び説明、対応の迅速性	設計提案等の説明（プレゼンテーション力）	1	-
		提案力、業務執行技術力	創意工夫、積極的な提案	1.5	-
			専門的な知識、法令等の理解、特定行政庁等との調整	1.5	-
項目	業務目的の達成	課題への対応	物理的条件、社会的条件	2	2
			要望、コスト	2	2
小計				8	4
合計				12	

3 評定点の種別

評定点の種別は、業務評定点（総合点及び基礎点）及び管理技術者評定点とし、各評定点の内容は以下による。ただし、創意工夫の余地の小さい業務については、創意工夫項目の採点を行わないものとし、総合点と基礎点は同一の点数になる。

総合点：基礎項目及び創意工夫項目の採点結果から求められる評定点（「瑕疵修補又は損害賠償等による減点」が行われた場合は、当該点数を減ずる。）

基礎点：基礎項目の採点結果から求められる評定点

管理技術者評定点：管理技術者に係る評価項目に対する採点結果から求められる評定点

ここに、対象業務に関する創意工夫の余地の大小の判断基準は次による。

（創意工夫の余地の大小の判断基準）

創意工夫の余地の大きい業務は、次のいずれかを満たす業務とし、創意工夫の余地の小さい業務は、当該業務以外の業務とする。

ア 一級建築士もしくは一級建築士又は二級建築士でなければできない設計（設計の一部のみを発注する場合を除く）

イ 上記ア以外の業務のうち、業務の内容が高度な知識又は高度な構想力もしくは応用力を必要とする業務

4 検査職員及び監督職員

検査職員及び監督職員の採点は、次によるものとする。

検査職員は、採点表の 検査職員用（各分野）により採点を行う。

総括監督員は、採点表の 総括監督員用により採点を行う。

主任監督員又は監督員（各分野）は、採点表の - 2 主任監督員又は監督員用（各分野）により採点を行う。

5 評定点の算出

評定点の算出は、採点を行った検査職員又は監督職員（以下「採点者」という。）の採点結果に基づき、次の方法により行うものとする。

業務内容に応じて、次の考え方により、各採点者の配点比率を設定する。

(配点比率を設定する際の考え方)

まず、各分野の監督職員の加減点数の配点比率を、合計が1.0になるように業務内容に応じて適切に設定する。次に、総括監督員の配点比率を、総括監督員の配点が他の監督職員のいずれの配点も下回らないような最小の比率で設定する。なお、総括監督員の配点比率は、小数点以下第3位を四捨五入した数値とする。各分野の検査職員の配点比率については、監督職員のそれと同じとする。(表-2参照)

各採点者の項目毎の配点は、表-1の評価項目毎の配点に上記で設定した配点比率を乗じて算出する。

各採点者の採点結果は、採点の対象項目の配点に得点率を乗じた値を合計して算出する。

基礎点：基礎項目に対する採点者全員の採点結果の合計値を、65点(標準点)に加算して算出する。ただし、積算業務や診断業務を単独で発注する場合には、当該合計値を35点満点に換算した値を、65点(標準点)に加算して算出する。

総合点：創意工夫項目及び基礎項目に対する採点者全員の採点結果の合計値を35点満点に換算した値を、65点(標準点)に加算して算出する。

管理技術者の評定点：管理技術者に係る評価項目に対する採点者全員の採点結果の合計値を35点満点に換算した値を、65点(標準点)に加算して算出する。

基礎点、総合点、管理技術者の評定点は、小数点以下四捨五入した整数とする。

【参考：評定点の算出式】

$$\begin{aligned} \text{(評定点)} = & \{ \text{(対象項目に対する採点結果の合計値)} \times \frac{35 \text{点}}{\text{対象項目に対する配点の合計(満点)}} \\ & + 65 \text{点(標準点)} \end{aligned}$$

表 - 2 発注方法による配点比率例

業務内容		総括 監督 職員	総括監督職員以外の監督職員（検査職員）						
			建築			電気設備		機械設備	
			意匠	構造	積算	電気設備	積算	機械設備	積算
創意工 夫の余 地の大 さい業 務（新 築）	設計業務(設計・積算込) 全分野	0.30	0.70						
	" 構造分野除く	-	0.300	0.150	0.100	0.150	0.075	0.150	0.075
	" 建築分野のみ	0.35	0.65						
	" 意匠分野のみ	-	0.350	-	0.120	0.175	0.090	0.175	0.090
	" 設備分野のみ	0.45	0.55						
	" 構造分野除く	-	0.545	0.275	0.180	-	-	-	-
	" 意匠分野のみ	0.55	0.45						
	" 設備分野のみ	-	0.750	-	0.250	-	-	-	-
	設計業務(設計のみ) 建築・設備分野	0.35	0.65						
	" 構造分野除く	-	0.400	0.200	-	0.200	-	0.200	-
" 建築分野のみ	0.40	0.60							
" 意匠分野のみ	-	0.500	-	-	0.250	-	0.250	-	
" 設備分野のみ	0.50	0.50							
" 構造分野除く	-	0.665	0.335	-	-	-	-	-	
創意工 夫の余 地の小 さい業 務（新 築）	設計業務(設計・積算込) 全分野	0.25	0.75						
	" 構造分野除く	-	0.300	0.150	0.100	0.150	0.075	0.150	0.075
	" 建築分野のみ	0.30	0.70						
	" 意匠分野のみ	-	0.350	-	0.120	0.175	0.090	0.175	0.090
	" 設備分野のみ	0.40	0.60						
	" 構造分野除く	-	0.545	0.275	0.180	-	-	-	-
	" 意匠分野のみ	0.45	0.55						
	" 設備分野のみ	-	0.750	-	0.250	-	-	-	-
	設計業務(設計のみ) 建築・設備分野	0.30	0.70						
	" 構造分野除く	-	0.400	0.200	-	0.200	-	0.200	-
" 建築分野のみ	0.35	0.65							
" 意匠分野のみ	-	0.500	-	-	0.250	-	0.250	-	
" 設備分野のみ	0.40	0.60							
" 構造分野除く	-	0.665	0.335	-	-	-	-	-	
積算業務(単独発注) 建築分野のみ	0.55	0.45							
" 意匠分野のみ	-	-	-	1.000	-	-	-	-	
設備改修工事の設計業務の例 (創意工夫の余地の大きい業務)	設計業務(設計・積算込) 全分野	0.30	0.70						
	" 構造分野除く	-	0.300	-	0.100	0.200	0.100	0.200	0.100

6 業務遂行中の減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し、当該業務に関し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、表 - 3 を参考として15点まで減点することができる。

表 - 3 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	口頭注意	文書注意	指名停止 1 ヶ月まで	指名停止が 1 ヶ月を越える
考查点	- 3 点	- 5 点	- 1 0 点	- 1 5 点

7 業務完了後の減点

成果品に、受注者の責任に起因する重大な誤りや欠陥が存在し、契約書のかし担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、表 - 4 を参考として 2 0 点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。また、評定要領第 7 条に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領第 8 条に定める評定の修正を行うものとする。

表 - 4 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により瑕疵修補 又は損害賠償の実施
考 査 点	- 1 0 点	- 2 0 点

8 評定の修正

評定要領第 8 条に定める評定を修正する必要があると認める場合とは、次の場合とする。

「 8 」の減点を行った場合

工事施工中又は工事完成後に生じた事由などにより、評定の修正を行う必要があると判断した場合